定款

## 第1章総則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ユーラシア旅行社と称し、英文では、EURASIA TRAVEL Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 旅行業
  - (2) 損害保険代理業
  - (3) 出版業
  - (4) 出版物、パンフレット、チラシなどの印刷物の企画、立案、制作及び販売
  - (5) 木彫り彫刻品、アクセサリーなどの民芸品、食料品の販売及び輸出入
  - (6) 飲食店業
  - (7) 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証並びにクレジットカードの取扱い業務、情報記録磁気プリントカード・商品券の販売
  - (8) クレジットカード業
  - (9) 両替業
  - (10) インターネット上のショッピングモールの開設
  - (11) インターネットを利用した各種情報サービス
  - (12) 不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用
  - (13) 介護要員の育成・指導、紹介及び斡旋
  - (14) 介護用品の販売
  - (15) カルチャーセンターの経営
  - (16) 文化シンポジウムの企画、立案、運営
  - (17) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

### 第2章 株 式

## (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、14,760,000株とする。

# (単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

# (単元未満株式についての権利)

- 第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (基準日)

- 第8条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。
  - 2 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### (株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

#### (株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第15条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役会の設置)

第16条 当会社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は7名以内とする。

### (取締役の選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
  - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

## (代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を定めることができる。

## (取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取 締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが できる。

### (取締役会の決議方法)

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
  - 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、 取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締 役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### (取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

### (報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

# 第5章 監査役および監査役会

## (監査役および監査役会の設置)

第27条 当会社は監査役および監査役会を置く。

#### (監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (監査役の選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集手続)

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### (監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第6章 会 計 監 查 人

### (会計監査人の設置)

第37条 当会社は会計監査人を置く。

### (会計監査人の選任方法)

- 第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。
  - 2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (会計監査人の任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。
  - 2 前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会によって再任 されたものとする。

# (会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

### (期末配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

#### (配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。